

●香川県告示第289号

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）第17条第1項の規定により指定希少野生生物保護区の指定（以下「指定」という。）をするので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

なお、指定希少野生生物保護区の区域を表示した図面は、香川県環境森林部みどり保全課及び各県民センターに備え置いて一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	指 定 の 区 域
アサザ生育地久米池保護区	高松市新田町字久米地内の久米池
オニバス生育地前池保護区	善通寺市稲木町字池ノ前地内の前池